

2022年11月29日

## 損失と被害の制度をめぐる百家争鳴

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所  
環境ユニット 気候変動グループ マネージャー  
研究主幹 田上貴彦

COP27は11月20日、気候変動の悪影響に伴う「損失と被害」への資金提供に合意して終了した。各国政府は、損失と被害に対応する新たな資金提供取極めと専用基金を設立する決定を行った。また、各国政府は、新たな資金提供取極めと基金の具体化をCOP28で勧告する「移行委員会」を設立することに合意した。

この1年、損失と被害の制度をめぐるのは、さまざまな提案が行われてきた。

3月23日、グテーレス国連事務総長は、世界気象デーで、嵐や熱波、洪水、干ばつ等を予期できる早期警報システムによって、世界の誰もが5年以内に守られるようにする行動に国連が新たに取り組むことを発表した。また、世界気象機関(WMO)にこの取組をリードし、行動計画をCOP27で示すよう求めた。

5月19日、G7の各国開発大臣は、その会合コミュニケで、気候変動や災害リスクに脆弱な人々や国々の保護について、既存の枠組み・メカニズムを強化し、より系統的で一貫し、持続可能なものにするため、Global Shield against Climate Risksに向けて作業を行うこととした。Global Shieldは、58の気候脆弱国からなるV20と協力して作業が行われ、災害関係の損失に対応するため直接、世帯やビジネスに迅速な金銭的救済を提供するための手段や、防災や災害への迅速な対応のための政府等の資金を事前に定める手段の開発が進められる。国連総会で、デンマーク政府は中央政府としては初めて、損失と被害に1億クローネ(約19億円)を提供すると発表し、そのうち3500万クローネ(約6億8000万円)がGlobal Shieldに拠出された。

9月20日、グテーレス国連事務総長は、国連総会で、すべての先進国に対して、化石燃料企業のコロナによる棚ぼた利益に課税することを呼びかけた。その資金は、気候危機により生じた損失と被害を被っている国々や、食料・エネルギー価格の上昇と戦っている人々に向けるべきだとした。

10月16日、V20の財務大臣は、第9回V20閣僚級対話コミュニケで、V20諸国のすべての債権者に対して、債務支払いを気候強靱性やエネルギー移行への投資に向けた債務-気候スワップなどの債務再編成オプションを検討することを呼びかけた。

11月7日、バルバドスのMottley首相は、COP27のオープニングスピーチで、Bridgetown Initiativeについて述べた。イニシアティブには、①自然災害や感染症におそわれた場合、支払いを一時停止することを認める特別ローン条項、②加盟国がIMFに入金し、危機の際に引き出せる5000億ドルのSDR（特別引出権）に支えられた「気候緩和信託」の設立、③資金源としての化石燃料生産課金（生計費を上げるのを避けるため、化石燃料の価格が10%下がったら、1%分を課金し、損失と被害資金ファシリティに送る）や国際炭素国境税、などが含まれる。

新たな資金提供取極めと基金の具体化については、COP28まで今後1年間、議論が行われ、以上のような提案がその素材となる。その中でも、損失と被害対応の資金源に関する議論と、IMF・世界銀行等の改革をめぐる議論が注目される。前者については、国内法制化は難しいと思われるものの、化石燃料課金が焦点となる。後者については、債務支払い猶予や、債務-気候スワップが焦点となる。IMFも、8月に「債務-気候スワップ：分析、設計および実施」というワーキングペーパーを出している。

お問い合わせ: [report@tky.iej.or.jp](mailto:report@tky.iej.or.jp)